

第 21 回 岩手県景観形成審議会 次第

平成 27 年 11 月 24 日 (火) 14:00～15:30
岩手県公会堂 21 号室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 岩手県景観形成審議会会長の選出について
 - (2) 審査部会の選任について
 - (3) 報告事項
岩手県景観計画の変更（案）等について
- 4 その他

第21回岩手県景観形成審議会出席者名簿

(任期 H27. 10. 2～H29. 10. 1)

H27. 11. 24

委 員	摘 要	出席
いがらし のぶよ 五十嵐 のぶ代	岩手県PTA連合会副会長兼母親委員長	○
いちのへ ちかよし 一 戸 親 義	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	○
おざわ まさき 小 沢 昌 記 いとう きみよし 代理 伊藤 公好	奥州市長 奥州市都市整備部都市計画課課長補佐	○
かとう ゆうこ 加 藤 祐 子	盛岡スコーレ高等学校教諭（画家）	○
かわ むら ひさこ 川 村 久 子	川村工房主宰（色彩心理士）	○
きくち しんや 菊 池 信 弥	（一財）岩手経済研究所常務理事・事務局長	○
きんの まり 金 野 万 里	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	○
くまがいつねまさ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	×
ささき ゆうこ 佐々木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	○
たか はし まさこ 高 橋 マサ子	J A岩手県女性組織協議会 監事	○
なか むら たかゆき 中 村 孝 幸	（一社）岩手県建築士会副会長	○
ほそごえ くみこ 細 越 久美子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	○
みなみ まさあき 南 正 昭	岩手大学工学部教授	○
みやけ さとし 三 宅 諭	岩手大学農学部准教授	×
もり あい としこ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	○
やま もと けんいち 山 本 賢 一 ふじかわ としひこ 代理 藤川 敏彦	軽米町長 軽米町副町長	○
16名		14名

岩手県景観形成審議会の概要

1 根拠

岩手の景観の保全と創造に関する条例 第 25 条

2 審議事項

- (1) 景観形成及び屋外広告物行政に関する知事からの諮問に答申すること
- (2) 岩手の景観形成に関する重要事項について知事に意見を述べること
- (3) 屋外広告物に関する重要事項について知事に意見を述べること

岩手の景観の創造と保全に関する条例(抜粋)

第 4 章 岩手県景観形成審議会

(設置)

第 25 条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第 2 条第 2 項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 屋外広告物条例第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業を営む者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

屋外広告物条例(抜粋)

(審議会への諮問)

第 16 条の 2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第 5 条から第 7 条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。 (禁止物件等、表示等の許可、適用除外)
- (2) 第 5 条第 3 項及び第 6 条第 1 項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7号、及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(審議会への諮問)

第16条の7 知事は、第16条の3第1項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更をしようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づく部会の設置について

1 趣旨

景観法は一定規模の建築物等の建築等を行う場合に届出の義務を課しており、この届出について、景観計画に定められた行為の制限に適合しない場合は、知事は設計変更その他の必要な措置を勧告することが出来る。

しかし、この勧告は、届出があった日から 30 日以内にしなければならない。
(景観法第 16 条第 4 項)

このような、より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するため、審議会委員の中からさらに人数を絞った部会による議決を審議会の議決とすることができるよう審査部会を設置するもの。

2 審査部会の運営について

岩手県景観形成審議会部会運営規程を制定し、審査部会の審議事項、議決事項、庶務等、運営に必要な事項について、定めることとした。(別紙 1)

3 審査部会の構成

より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するという趣旨から、5 名以内の委員で構成することとしたい。

(選任の考え方)

構成は、専門的知識を有する者(学識経験者。自然景観、都市工学、福祉、デザイン、芸術、歴史文化、地域計画など)を中心に概ね 5 人程度とする予定

岩手県景観形成審議会部会運営規程

(平成 23 年 3 月 16 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号、以下「条例」という。）第 29 条の規定により、岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 29 条第 1 項の規定により、審議会に審査部会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

3 審査部会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 16 条第 3 項の規定に基づく知事の勧告に関する事項

(2) 法第 17 条第 1 項又は法第 17 条第 5 項の規定の規定に基づく知事の措置命令に関する事項

(審議会への報告)

第 3 条 前条第 3 項の事項は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(部会の庶務)

第 4 条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

2 第 2 条 2 項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

審査部会の審議及び議決事項

条項	内 容
第2条第3項第1号	景観計画区域内の届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告すること(条例第8条)
第2条第3項第2号	<ol style="list-style-type: none">1 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対して、設計の変更その他必要な措置を命ずること(条例第11条)2 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、原状回復または、代わるべき必要な措置を命ずること(条例第11条)

岩手県景観計画の変更（案）等について

第1 岩手県景観計画の変更理由

岩手県において、景観上の特性が異なる地域を自然景観地区・農山漁村景観地区・市街地景観地区の3つに区分し、それぞれの特性に応じた良好な景観形成を図るべく、景観法に基づき岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）を平成23年4月1日に施行した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被災を受けた沿岸市町村では復興に向けた新たなまちづくり計画を策定しており、その中で都市計画区域における用途地域の見直し等が行われている。

また、内陸市町村においても、市町村マスタープランの見直し等により、用途地域の見直しが行われている。

現在の景観計画では、区域区分を区域図にて指定していることから、用途地域の変更があっても連動して景観計画の区域区分は変更にならないため、新たなまちづくりにおける用途地域と景観計画の区域区分とが一致しない地域が発生している。

今後も、被災地ではまちづくり計画を策定することから、更に用途地域の変更が予想されるため、景観計画を第2のとおり変更するものである。

第2 岩手県景観計画の変更内容

- 1 本変更の施行日である平成28年4月1日より前に行われた用途地域等の変更と景観計画における区域区分変更の整合が図られるよう区域図を修正する。
 - (1) 新たに用途地域等が指定された地区を、農山漁村景観地区等から「市街地景観地区」へ変更する。
 - (2) 用途地域の指定が外れた地区を、市街地景観地区から「農山漁村景観地区」へ変更する。変更箇所は、別表1「岩手県景観計画区域区分の変更一覧」のとおり。
- 2 用途地域等の変更の都度、景観計画の変更を行わずに済むよう、景観計画の本文を別表2のように改正する。

岩手県景観計画区域区分の変更一覧

市町村名	変更日	変更面積	変更概要
滝沢市	平成27年4月17日	13.7 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
滝沢村	平成25年3月29日	3.4 ha (追加指定部分)	市街化調整区域から市街化区域に編入し用途地域を指定。
滝沢村	平成24年3月30日	4.3 ha (追加指定部分)	市街化調整区域から市街化区域に編入し用途地域を指定。
滝沢村	平成22年5月28日	7.9 ha (追加指定部分)	新たに用途地域を指定。
滝沢市合計		29.3 ha	
矢巾町	平成27年5月1日	5.71 ha (追加指定部分)	市街化区域に編入し用途地域を指定。
矢巾町	平成24年3月30日	16.40 ha (追加指定部分)	市街化調整区域から市街化区域に編入し用途地域を指定。
矢巾町	平成22年5月28日	20.0 ha (追加指定部分)	新たに用途地域を指定。
矢巾町合計		42.11 ha	
宮古市	平成27年3月27日	14.0 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
宮古市	平成25年12月3日	0.4 ha (一部追加指定部分あり)	臨港地区の変更。 (用途地域が指定されていない部分のみ計上。)
宮古市	平成25年12月2日	0.3 ha (一部追加指定部分あり)	用途地域を指定。 大部分が既に市街地景観地区となっており、一部追加。
宮古市合計		14.7 ha	
花巻市	平成25年5月28日	47.9 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
花巻市合計		47.9 ha	
大船渡市	平成22年5月6日	2.04 ha (追加指定部分)	新たに用途地域を指定。
大船渡市合計		2.04 ha	
野田村	平成25年10月15日	0.1 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域指定。
野田村合計		0.1 ha	
陸前高田市	平成27年7月7日	6.0 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
陸前高田市	平成27年9月9日	41.9 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
陸前高田市	平成27年12月予定	32.1 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
陸前高田市合計		80.0 ha	
大槌町	平成27年6月9日	29.11 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域指定。
大槌町	平成26年8月25日	0.10 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
大槌町合計		29.21 ha	
山田町	平成27年6月26日	7.0 ha (追加指定部分)	無指定から用途地域を指定。
山田町合計		7.0 ha	
市街地景観地区へ変更		252.36 ha	

市町村名	変更日	変更面積	変更概要
滝沢市	平成27年4月17日	0.03 ha (指定から無指定への部分)	用途地域ありから無指定へ。
滝沢市合計		0.03 ha	
野田村	平成25年10月15日	5.1 ha (指定から無指定への部分)	用途地域ありから無指定へ。
野田村合計		5.1 ha	
陸前高田市	平成27年9月9日	104.0 ha (追加指定部分)	用途地域ありから無指定へ。
陸前高田市	平成27年12月予定	17.8 ha (追加指定部分)	用途地域ありから無指定へ。
陸前高田市合計		121.8 ha	
大槌町	平成27年6月9日	71.40 ha (指定から無指定への部分)	用途地域ありから無指定へ。
大槌町	平成27年2月12日	9.5 ha (指定から無指定への部分)	用途地域ありから無指定へ。
大槌町合計		80.9 ha	
農山漁村景観地区へ変更		207.83 ha	

別表 2

現行	改正後
<p>第2 区域区分</p> <p>景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。</p> <p>1 一般地域</p> <p>2の重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。(別図参照)</p> <p>(1) 自然景観地区</p> <p>主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等</p> <p>(2) 農山漁村景観地区</p> <p>主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等</p> <p>(3) 市街地景観地区</p> <p>主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等</p>	<p>第2 区域区分</p> <p>景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。</p> <p>1 一般地域</p> <p>2の重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。(別図参照)</p> <p>(1) 自然景観地区</p> <p>主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等</p> <p>(2) 農山漁村景観地区</p> <p>主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。</p> <p>ア <u>平成28年4月1日時点で都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき定められた都市計画区域において用途地域が定められている区域のうち、同月2日以降、用途地域の指定の無い区域に変更となる区域</u></p> <p>イ <u>平成28年4月1日時点で建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき指定されている屋根不燃区域のうち、同月2日以降、屋根不燃区域から除外される区域</u></p> <p>ウ <u>その他、農山漁村の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域</u></p> <p>(3) 市街地景観地区</p> <p>主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。</p> <p>ア <u>平成28年4月1日以降都市計画法に基づき定められた都市計画区域において、用途地域又は臨港地区が定められる区域</u></p> <p>イ <u>平成28年4月1日以降建築基準法に基づき指定される屋根不燃区域</u></p> <p>ウ <u>その他、市街地の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域</u></p>